

さて、みなさんに問題です！

3207って、何の数字でしょう？

実は、この数字は、県立図書館が県内のこどもたちの読書環境充実のために県内6町村の公共図書館(室)に長期に貸出している児童書の合計冊数です。平成16年度には高千穂町・門川町・北郷町へ、平成17年度には旧西郷村・西米良村・旧山田町へ貸出を行い、たくさんのおこもたちに本をとどけることができました。これは、身近なまちの図書館(室)と協働して、それぞれの地域でのこどもの読書活動推進を県立図書館がバックアップしているという試みの一つで、平成16年度から3か年計画で実施中の「こども読書活動推進モデル事業」とよばれるものです。



わたしたちは、人の成長にとって本が重要な役割を果たすことを自分の読書経験から知っています。ことばの世界をひろげてくれた本、物語の主人公といっしょに冒険を楽しんだ本、多感な頃に心酔した本、実社会で生きる知恵や知識、経験を与えてくれた本たちとの出会いが、どれほどわたしたちの人生を豊かにしてくれたことでしょう。

今、こどもたちの活字離れや読書離れが、こどもの「ことばの発達」や「こころの成長」に大きな影響を与えているのではないかと心配されています。こどもたちが、こども時代のそれぞれの時期の成長に合った本と出会えるような環境づくりが急がれています。しかし、読書の環境を整えるというのは、ただ本を揃えて与えるということではありません。こどもと本とのかけはしの役割をする大人の存在が不可欠です。

最初にこどもたちに本の楽しさを伝えるのは、なんとといってもおとうさん、おかあさんの声が伝える「絵本の読み聞かせ」です。そして、こどもの生活経験のひろがりとともに、本との出会いのきっかけが、保育園や幼稚園、学校の先生だったり、図書館の職員だったり、読み聞かせボランティアのみなさんだったりすることでしょう。こうした幼い頃からの読み聞かせの積み重ねが、やがて一人で読書を楽しむための大事な土壌を育てていくことになるのです。

県立図書館においても、「こども読書活動推進モデル事業」をはじめとする様々な事業を展開し、県内のこどもたちの読書環境の充実のために積極的にお手伝いをしていきたいと考えています。

お知らせ

▶ 祝日開館について

平成17年度に試行しました祝日開館を、平成18年度から本格的に実施する予定です。毎週月曜日は休館日ですが、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日以降最初の平日が休館日となります。

▶ 特別整理期間の時期変更

例年5月末から6月始めにかけて特別整理期間として約10日間休館していましたが、平成18年度は2月末に変更する予定です。資料配架の整備や資料の整理等を行い、図書館の機能を充実させることでより一層のサービスアップを図ります。

利用者みなさまにはご不便をおかけしますが、図書館の運営上必要不可欠な作業ですので、なにとぞご理解ください。

▶ 貸出利用券の利用制限について

「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されたことに伴い、平成17年7月21日から県立図書館では貸出利用券は原則として本人以外での利用はできなくなりました。ご家族であっても本人以外が利用される場合は「委任状の提出」又は「代行利用申込書の提出」が必要になります。

なお、既に手続きを済ませた方も「年度内有効」ですので平成18年4月1日以降は再度手続きをしてください。ご面倒だとは思いますが、これも個人情報を守るために必要な手続きですのでご協力をお願いします。